

別表

児童の障害等級表

| | 1 級 | 2 級 |
|---|--|--|
| 1 | 次にあげる視覚障害 イ 両目の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数70点 以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの | 次にあげる視覚障害 イ 両目の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I／2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数70点 以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの |
| 2 | 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの | 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの |
| 3 | 両上肢の機能に著しい障害を有するもの | 平衡機能に著しい障害を有するもの |
| 4 | 両上肢のすべての指を欠くもの | そしゃくの機能を欠くもの |
| 5 | 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの | 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの |
| 6 | 両下肢の機能に著しい障害を有するもの | 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの |
| 7 | 両下肢を足関節以上で欠くもの | 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害 を有するもの |
| 8 | 体幹の機能に座っていることができない程度又は 立ち上がることできない程度の障害を有するもの | 一上肢の機能に著しい障害を有するもの |
| 9 | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は 長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上 と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを 不能ならしめる程度のもの | 一上肢のすべての指を欠くもの |
| 10 | 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる 程度のもの | 一上肢のすべての指の機能に著しい障害 を有するもの |
| 11 | 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する 場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる 程度のもの | 両下肢のすべての指を欠くもの |
| 備考：視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、 屈折異常があるものについては、矯正視力によって 測定する。 | | |
| 12 | | |
| 13 | | |
| 14 | | |
| 15 | | |
| 16 | | |
| 17 | | |

請求の手続きやこの制度についてくわしくお知りになりたい時は、お住まいの市役所・町役場
の担当課または香川県健康福祉部障害福祉課(☎087-832-3292)にお問い合わせください。